

衆議院文部科学委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月21日（水）、第12回の委員会が開かれました。

1 国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）

- ・萩生田文部科学大臣、丸川国務大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当）及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・畑野君枝君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、公明、維新、白須賀貴樹君（無） 反対－共産）
- ・青山周平君外3名（自民、立民、公明、維新）から提出された附帯決議案について、山内康一君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、公明、維新、白須賀貴樹君（無） 反対－共産）
（質疑者）菊田真紀子君（立民）、笠浩史君（立民）、牧義夫君（立民）、石川昭政君（自民）、浮島智子君（公明）、畑野君枝君（共産）、藤田文武君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

菊田真紀子君（立民）

- （1） 藤原文部科学事務次官が学校法人から接待を受けたとの報道について
 - ア 文部科学省による事実確認の内容
 - イ 国民に疑念を抱かれないために対象を拡大した調査を行う必要はないか
- （2） 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の可否に関する丸川国務大臣の見解
- （3） 国立大学法人法の一部を改正する法律案について
 - ア 国立大学法人の中期目標・中期計画の策定において文部科学省が介入する権限はあるのか、また、それは適切なやり方か
 - イ 学長選考・監察会議について
 - a 学長選考・監察会議の委員の選出を透明性及び中立性を持った方法により行う必要性
 - b 学内構成員との軋轢を防ぐために、学長選考・監察会議の情報公開を進める必要性
 - c 学内構成員が意見を述べるための仕組み等のボトムアップ型ガバナンスに対する文部科学省の見解
 - d 教職員意向投票の意義の再評価及び学長の再任回数制限の設定の必要性
 - ウ 監事の監査体制の強化について
 - a 監事の人選の在り方及び監事に対する監督についての文部科学省の見解
 - b 監事の常勤化が文部科学省OBの不適切な再就職につながるという懸念に対する文部科学大臣の見解

笠浩史君（立民）

- （1） 東京オリンピック・パラリンピック競技大会について
 - ア 同大会の開会時に東京都に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施されていた場合に開催はできるのか
 - イ 国内の観客数の上限を決定する時期
 - ウ 国内の観客数の上限は新型コロナウイルス感染症対策推進室が示す国内イベントの上限規制に従うことの確認
 - エ 組織委員会が観客数の上限などの方針を国民に分かりやすく説明する必要性

- オ 大会開催に必要な医療スタッフの確保状況
- (2) 国立大学法人法の一部を改正する法律案について
 - ア 常勤監事に求められる資質
 - イ 常勤監事の人材確保及び監査への支援体制整備に関する文部科学省の見解
 - ウ 学長選考・監察会議に求められる透明性を確保するために議事録を作成する必要性
 - エ 奈良国立大学機構について
 - a 国立の女子大学（奈良女子大学、お茶の水女子大学）における男子の入学資格の有無
 - b 萩生田文部科学大臣は高等教育機関への女性の進学率が向上した現代において国立の女子大学は必要と考えるか
 - c 奈良国立大学機構の創設に際し、奈良女子大学への男子入学に関する議論は行われたか
 - d 国立大学法人に対し時代の変化への柔軟な対応を求めることに対する萩生田文部科学大臣の見解

牧義夫君（立民）

- (1) 国立大学法人法の一部を改正する法律案について
 - ア 国立大学の建学の精神についての萩生田文部科学大臣の見解
 - イ 国立大学法人化に対する萩生田文部科学大臣の評価及び今回の法改正の意味
 - ウ 中期計画の記載事項の追加や監事体制の強化を行う今回の法改正は法人化の本来の趣旨と矛盾するとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解
 - エ 学長選考・監察会議の委員の選考に係る公正性、透明性の担保方法
 - オ 文部科学大臣の学長任免権等について
 - a 文部科学大臣に学長の任命権があることの確認
 - b 不適切な言動等により学長解任請求が行われている旭川医科大学の事案に係る萩生田文部科学大臣の対処方針
 - c 学長の任期を法律により制限することに対する萩生田文部科学大臣の見解
 - カ 国立大学法人等による出資範囲の拡大について
 - a 出資範囲を拡大する目的
 - b 研究成果の社会還元による対価が大学に還元されることの確認
 - c 出資により生ずる収益の配分方法
- (2) 財政投融資資金の返済について
 - ア 財政投融資資金は受益者が実施機関を通じて返済することの確認
 - イ 大学ファンドに係る財政投融資資金の返済義務は受益者ではなく国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が負うことの確認
 - ウ JSTが大学ファンドの運用益により財政投融資資金を返済する仕組みを独立行政法人日本学生支援機構に係る財政投融資資金にも適用することについての萩生田文部科学大臣の見解

石川昭政君（自民）

- (1) 国立大学法人法の一部を改正する法律案による国立大学改革のねらい
- (2) 遠隔授業を活用して大学の国際連携を更に推進することについての文部科学省の見解
- (3) 日本の大学が世界を一変させるようなイノベーションを創出するために不足している点及び補強すべき点
- (4) 研究開発法人の研究成果の活用状況

浮島智子君（公明）

- (1) 国立大学法人化の総括及び具体的効果並びに今後の国立大学改革で注力すべき施策
- (2) 国立大学法人法の一部を改正する法律案における学長のリーダーシップと学長に対するチェックのバランス、学術研究の多様性と研究成果を社会的価値の創造へ結びつける戦略のバランスをそれぞれ保つための工夫及びそれらに関する「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」における議論
- (3) 国立大学の行政に携わる職員の専門性の向上とネットワークの拡大によって、国立大学から頼りにされる文部科学省になるための萩生田文部科学大臣の決意

畑野君枝君（共産）

- (1) 国立大学法人法の一部を改正する法律案について
 - ア 中期目標の実際上の作成主体が国立大学法人であることの確認
 - イ 第3期中期目標期間の4年目終了時評価前に作成された「第4期中期目標期間における国立大学法人中期目標大綱（仮称）（素案）」の根拠
 - ウ 中期目標の策定について、文部科学省が大綱を示すのではなく各国立大学法人に任せるべきとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解
 - エ 「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」の最終とりまとめにおける「戦略的経営」と令和3年3月の経済財政諮問会議資料における「世界と伍する研究大学を目指すための大学改革」の関連性
 - オ これまでの大学改革における学長の権限強化により、大学内部で問題が発生しているとの意見に対する受け止め
 - カ 学長の選考に当たり学内意向投票の結果を最大限尊重する必要性
 - キ 中期計画に記載する「教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」の実施状況に関する指標について
 - a 同指標は学長選考・監察会議及び監事による学長の業務執行状況の確認に活用されるのか
 - b 同指標の実施状況が芳しくなければ監事監査において法令違反と判断されるのか
 - c 同指標と運営費交付金における成果に係る客観・共通指標の関係
- (2) 亀岡元文部科学副大臣と藤原文部科学事務次官が学校法人から接待を受けたとの報道について
 - ア 亀岡元文部科学副大臣が負担したとされる藤原文部科学事務次官の飲食代の額及び支払いの時期並びに領収書等の客観的事実の確認の有無
 - イ 学校法人側に対する資料の確認の有無
 - ウ 事実解明のため引き続き調査を行う必要性

藤田文武君（維新）

- (1) 国立大学法人法の一部を改正する法律案について
 - ア 監事のうち1名を常勤とする改正の趣旨及びその実効性
 - イ 学長選考・監察会議等の構成員を学長の意向に沿った人選とすることができる仕組みについての文部科学省の見解
 - ウ 学長の任期について
 - a 妥当と考えられる年数
 - b 長期にわたり同一人物が学長であっても問題がないことの確認
 - エ 中期目標・中期計画を策定するために文部科学省と国立大学法人は事前調整をどの程度行っているのか

るのか

オ 運営費交付金の配分に係る評価の在り方及びその総額が減少傾向にあることについての文部科学省の見解

カ 運営費交付金の配分に係る評価が大学運営の自由を制限しているのではないかとの指摘に対する文部科学省の見解

(2) 国の教育機関に対する支出の対GDP比が他のOECD諸国と比較して低いとの指摘に対する文部科学省の見解

(3) スポーツ指導における暴力やハラスメントについて

ア 部活動における体罰が多数発生していることについての受け止め

イ スポーツ指導における資格制度の整備が暴力やハラスメントを抑止するとの意見についての文部科学省の見解